

令和5年5月8日

長久手市立小中学校

保護者の皆様

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

長久手市教育委員会

保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行しましたので、長久手市小中学校の「新型コロナウイルス感染症への対応」を下記のとおりとします。

引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 出席停止期間の変更について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

また、出席停止の解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

※ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から数えてください。

※ 陽性者の出席停止の例

5月 8日 (月) 発症0日	5月12日 (金) 4日目
5月 9日 (火) 1日目	5月13日 (土) 5日目
5月10日 (水) 2日目	5月14日 (日) 症状軽快後1日を経過していれば
5月11日 (木) 3日目	出席停止解除 (登校可)

2 濃厚接触者の取り扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも、児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていなければ、**出席を控える必要はありません。**

3 臨時休業等について

一部臨時休業 (学級閉鎖)

同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明しており、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

※ 季節性インフルエンザにおける対応を参考としつつ、学校医等と連携して判断します。

※ 学年・学校全体に感染が広がっている場合は、学年・学校閉鎖等を実施する場合があります。

4 学校生活について

(1) 健康状態の確認について

これまでお願いしていた児童生徒の検温や健康観察の報告は求めません。

ただし、登校前に各ご家庭で児童生徒の健康状態の確認をお願いします。確認結果についても報告は求めません。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養することが重要です。その際は、**欠席となります。**

(2) 基本的な考え方について

ア 適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施します。

イ 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

ただし、混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨します。

ウ 学校や教職員が児童生徒にマスクの着脱を強いることがないようにします。また、児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。

エ 地域や学校において感染が流行している場合などには、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、触れ合わない程度の身体的距離を確保したりするなど、一定の感染症対策を講じます。

オ 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うように指導していきます。

(3) 給食等について

給食等の食事をする場面における「黙食」は必要ありません。

(4) 学校行事について

ア 儀式的行事（入学式や卒業式など）のほか、体育的行事（運動会や体育祭など）や文化的行事（学習発表会や文化祭など）その他の学校行事への参加者・参観者に対して、マスクの着用及び検温や手指消毒を求めないことを基本とします。

イ 地域や学校において感染が流行している場合などには、一定の感染症対策を講じます。

5 その他

(1) 「同居のご家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるため、感染が不安」「本人に基礎疾患があり感染が不安」など出欠席に関してご心配なことがあれば学校にご相談ください。

(2) 引き続き、清潔なハンカチとティッシュを持たせてください。